

調査報告書【公表版】

令和7年8月29日

多賀城市立小学校名小学校いじめ調査委員会

第1 調査委員会の設置

1 調査委員会設置に至る経緯

本報告書は、多賀城市立[小学校名]小学校内でのいじめにより、当時1学年児童が不登校に至ったことが疑われる事案について、「多賀城市立[小学校名]小学校いじめ調査委員会」が調査を行った結果を報告するものである。

学校及び多賀城市教育委員会は、令和7年2月12日、本件がいじめ防止対策推進法第28条1項2号の重大事態に該当すると判断し、同日、同法及び多賀城市いじめ防止基本方針Ⅱ、3（2）に基づき、学校が主体となって調査を行う「学校いじめ調査委員会」が設置された。

2 調査の目的

本調査委員会の目的は、不登校に至った事実関係を整理することで、いじめにより不登校に至った疑いのある児童が欠席を余儀なくされている状態を解消し、学校復帰につなげること、今後の再発防止策に活かすことである。

3 調査委員会の構成

校長 [校長名] 教頭 [教頭名] 生徒指導主任 [主任名]
いじめ対策・不登校支援担当者 [担当者名]
養護教諭 [養護教諭名] 1学年主任 [主任名] 担任 [担任名]
SSW [SSW名]

4 調査期間

令和7年2月12日（水）～3月31日（月）

5 調査方法

対象児童及びその保護者への聴取、関係児童及びその保護者への聴取

第2 重大事態に関する事実関係

1 対象児童（いじめ重大事態発生当時）

（学校名） 多賀城市立[小学校名]小学校
（学年・学級・性別） 第1学年[学級]・[性別]
（氏名） [児童名]（以下Aとする）

2 いじめ事案の概要

(1) 認知日 令和7年2月12日(水)

(2) 関係児童(いじめ重大事態発生当時)

(学校名) 多賀城市立[小学校名]小学校
(学年・学級・性別) 第1学年[学級]・[性別]
(氏名) [児童名](以下Bとする)

(3) 経過の概要

- ① 令和6年12月20日(金)、23日(月)の冬休み前2日間Aが欠席した。さらに、冬休み明けも欠席が続いた。
- ② 令和7年1月上旬に、Aの母親から電話で「冬休み前にBに嫌なことをされ、Aは学校に行きたくないと話している。」と連絡があった。
- ③ 令和7年1月16日(木)、学校はAの登校を促すために「別室登校できる教室」という教室があることを手紙に書いた。その手紙をAの姉に「お母さんに渡してほしい」と伝え、手渡した。
- ④ 令和7年1月21日(月)、[担当A]教員と[担当B]教員、担任が、Aの母親と面談を行った。母親からは、「父親の考えと相違があるため、登校支援について父親にも同じ話をしてほしい。」という要望があった。
- ⑤ 令和7年2月3日(月)、Aの父親から電話で、「登校支援の話の前にBとのトラブルの解決を先にしてほしい」と連絡を受けた。
- ⑥ 令和7年2月12日(水)、父親から「いじめに関する報告書兼要望書」と題した書面を教頭が受け取った。訴えがあったのは、次の4点である。
 - ア 「バカ〇〇(Aの名前)」と言われた。
 - イ 体をたたかれた。
 - ウ 石を頬に投げられた。
 - エ 故意に振り回している帽子のつばを眉間に当てられた。本件について、学校は「いじめ」として調査することを、父親に伝えた。また、Aと教員との話合いの場を持つことについては、両親の意向を踏まえ、Aの心の準備が整うまで待つことになった。
- ⑦ 令和7年2月13日(木)、教頭と担任がBへの聴き取りを行った。Bはア・イについては認めたが、ウ・エについては覚えていないと話していた。その後、Bから聴き取った内容を、担任はAとBの両保護者に伝えた。

Aの保護者からは質問等はなく、一定の理解を得た。Bの保護者は、Bから聴き取った内容を踏まえ、学校が「いじめ」として調査することについて理解を示した。また、Aが安心して登校できることを目指して、AとBが話合いの場を持つことについても了承した。
- ⑧ 同日、学校は市教委へ電話で第一報を入れた。
- ⑨ 令和7年3月13日(木)、Aの保護者から「A自身がBの話を聞きたいし、言

いたいこともある」との申し出があった。

- ⑩ 同日、Aの母親とBの母親が見守る中で、AとBの話し合いの場を持った。教頭と担任が立ち合い、AはBに『『バカ〇〇』と言われたことが嫌だった』『Bに体をたたかれたことが嫌だった』。BはAに『〇〇（動物の名前）』と呼ばれたことが嫌だった」と、「されて嫌だったこと」を互いに伝え合い、謝罪し合った。また、Bの保護者とBは、「鬼ごっこの際、BがAにタッチしても『タッチされていない』との主張が繰り返され、感情的になり強い言い方をしてしまったことがあり、それも一因となったと考えられる」とAに伝えた。話し合い後、Bの保護者からは「登校できていなく、Aにはすごくつらい思いをさせてしまった。」と直接謝罪もあった。

Aの母親は、BとBの保護者の謝罪を受け入れていた。

- ⑪ 令和7年3月24日（月）、Aは母親と一緒に登校し、修了式に参加することができた。式の途中で母親は帰ったが、Aは他の児童と教室に戻り、休み時間には校庭で友達と遊び、最後まで教室で過ごすことができた。

（４）対象児童及びその保護者の訴え

- ① Bに「バカ〇〇（Aの名前）」と言われた。
- ② Bに体をたたかれた。
- ③ Bに石を頬に投げられた。
- ④ Bが故意に振り回している帽子のつばを眉間に当てられた。

（５）調査の結果確認できた事実

①と②については、B本人も認めていることから、事実であったと考えられる。しかしながら、この行為を周りで見ていた児童がいないこと、時間が経過しているためAとBの記憶が曖昧であることから時期の確定までには至らなかった。ただし、冬休み前であったことは間違いなく、この行為は、Aに心理的な苦痛を与えた「いじめ」であるとする。

③と④の行為については、B自身が記憶しておらず、周りで見いていた児童等もいないことから、事実認定はできなかった。

（６）関係児童への学校の指導内容

「バカ〇〇（Aの名前）」と言ったり、体をたたいたりすることでAはとても傷つき、悲しい思いをした。いじめはいけないこと、友達が嫌だと思うことは二度としないことを確認し、指導した。

（７）学校対応の検証

学校は、冬休み前及び1月にAの欠席が続き、Aの母から「Bに嫌なことをされて学校に行きたくないと言っている」というSOSを受けていたにもかかわらず、Aから対面

で聴き取りをしないと、Aが登校するまで待つために時間を要してしまったことが初動を遅らせてしまった一番の原因と考える。

また、学校に常設の「いじめ問題対策委員会」において、組織で事実確認や学校の対応を定めるところであるが、十分に機能していたとは言えない。本件においては、学校のいじめ重大事態に対する理解が不十分であったため、1月上旬に保護者からのいじめの訴えがあったにもかかわらず、いじめとしての認知が2月12日、市教委への報告が2月13日であり、判断及び報告、対応が遅れた。調査開始後はAとBから聴き取りをし、3月13日にBとBの母親からAに謝罪を行った。AとAの母親は謝罪を受け入れていた。

(8) 確認できた事実と重大事態との関連性

Aの欠席日数は令和6年4月から12月まで17日間、1月が15日間、2月が17日間、3月が8日間である。

このことから、Aは、①Bに「バカ〇〇（Aの名前）」と言われた。②Bに体をたたかれた。この2つのいじめ行為が心理的な影響を与え、その後、欠席が続くようになった。関係児童への聴き取りや本人の様子等を総合的に判断した結果、いじめと欠席との間に一定の因果関係があると考えられる。

第3 今後の対象児童及び関係児童への支援方策等

1 対象児童への支援

交友関係に配慮した学級編制を行うとともに、安心して学級での学習や生活を送れるよう、全教職員で丁寧に見守りを続けていく。

2 関係児童への支援

いじめはいけないこと、友達が嫌だと思ふことは二度としないということを適宜振り返らせながら、見守りを続けていく。

第4 再発防止のための支援

1 いじめ対応の確認と理解

本件におけるいじめ対応には、いじめ対策推進法やいじめ防止基本方針、いじめ重大事態に関するガイドラインの理解が不十分であると思われる点があった。改めて、いじめ対応の手順等を確認し、理解を深める必要がある。

特に、本件ではいじめにより欠席が続いていたにもかかわらず、いじめ重大事態の認定や報告、対応の遅れがあったことを踏まえると、どのような場合に重大事態に該当す

るのかなどの理解と重大事態発生時の対応方法についても、改めて確認する必要がある。その上で、いざ事案が発生したときに適切に対処できるよう、学校は、重大事態に関する学校の基本方針や対処方針について見直す必要がある。さらに、いじめにより登校できずに苦しんでいる児童から話を聞くために「待つ」ことで時間を経過させることなく、家庭訪問をするなど、児童及び保護者に寄り添った対応について検討する必要がある。解決に向けて素早い対応を願う保護者、児童に寄り添い、学校ができることに誠実に取り組んでいく。

2 組織対応の徹底・強化

いじめ防止等対策委員会の意義や役割を再確認し、教職員間で共通理解を図る必要がある。

学校はいじめが疑われる事案が発生した際には、速やかに「いじめ問題対策委員会」を招集し、事実関係の調査対応や、指導の方針等について検討し、組織で対応する。教職員は、学年主任やいじめ・長欠担当職員、生徒指導主任、養護教諭、管理職等にそのときの状況や実態に合わせて報告をする。その後の聴き取りの方針、保護者連絡等について検討し、組織として対応する。聴き取り後は、聴き取った結果の擦り合わせを行い、速やかに事実を確定し、SSW や SC などの助言をもとに学校としての方針を決定する。

これらの対応を通じて、常に児童の気持ちに寄り添うことを心掛ける。また、保護者との情報を共有し、意向を確認しながら丁寧に対応する。

3 いじめ未然防止のための取組

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。全校集会で話をしたり、児童会を中心にいじめ防止の取組を行ったりしていく。また、定期的なアンケートの実施と丁寧な聴き取り、日頃から児童とのコミュニケーションを大切にしつつもアンテナを高く保ち、些細な兆候であつてもいじめではないかとの疑いを持って対処する姿勢を学校全体で共有し早期発見に努め、組織対応していく。

第5 まとめ

いじめ調査委員会は、いじめを訴え、欠席が続くこととなった当該児童の状況について、いじめの事実関係を整理し、今後の再発防止を目的として本報告書をまとめた。

子どもたちが安心して学校生活を送り、仲間との関わりの中で成長していけるような教育環境を整えることは、学校にとって不可欠な使命である。児童の SOS をキャッチするアンテナを高く保ち、いじめが確認された際には、迅速かつ丁寧な対応を行うことが求められており、教職員一人一人がその責任を再認識する必要がある。

本報告書内において、調査過程で明らかになった課題を踏まえ、いじめの再発を防ぐための具体的な方策を示した。今後は、それらを着実に実行に移し、全職員が協力して取り組むことが求められる。